

旭川放射線技師会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は旭川放射線技師会と称する。
2. 本会は一般社団法人北海道放射線技師会旭川支部を兼ねる。
- 第2条 本会の事務所は旭川市に置く。
- 第3条 本会は会員の職業倫理を昂扬すると共に診療放射線技術の向上発展を計り以て地域住民の保健維持発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1)診療放射線技術の向上発展。
 - 2)放射線知識の普及啓蒙。
 - 3)会員の親睦及び相互扶助。
 - 4)他医療団体との連携を保ち地域医療への協力。
 - 5)放射線障害防止のための調査研究。
 - 6)その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 資産及び会計

- 第5条 本会の資産は次の各号による。
- 1)会費
 - 2)寄附金
 - 3)その他収入
- 第6条 本会の経費は前条の諸収入を以て充てる。
- 第7条 本会の資産は会長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て定める。
- 第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 会員

- 第9条 本会の会員は、次の通りとする。
- 1)正会員 (社)北海道放射線技師会員であつてこの地区に居住する放射線技師及びエックス線技師で本会の目的に賛同した者をもつて組織する。
 - 2)名誉会員 正会員の中で、本会の事業に顕著な功績のあつた者につき、役員会の選考を経たうえ総会の承認を得た者。
 - 3)永年会員 正会員が満60歳を越え、(社)北海道放射線技師会員を20年以上経過し別に定める手続きをした者。

第10条 本会に入会しようとする者は、申込用紙に所定の事項を記入して本会に届け出を要する。本会を退会するときも同じとする。

第11条 正会員は本会所定の会費を納めるものとする。ただし2年間未納の場合は退会したものとみなす。

第12条 会員は既納の会費をその理由の如何を問わず返還の要求をすることができない。

第4章 総会

- 第13条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は年度当初に1回開催し、予算、決算及び事業計画並びに報告の審議をする。
 3. 臨時総会は役員が必要と認めるとき及び会員の3分の1以上からの請求があつたときとする。

4. 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、やむをえない理由のため、出席ができない会員は委任状をもってこれにかえることができる。
5. 総会は会長が招集する。

第5章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、監事2名、理事若干名。

第15条 会長、副会長、監事は総会において会員の中から選出し、理事は会長がこれを委託する。但し、理事、監事はこれを兼ねることはできない。

第16条 役員任期は2年とする。但し、再選はさまたげない。

第17条 役員職務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し会務を統括する。また、会長は一般社団法人北海道放射線技師会旭川支部長を兼ねる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 監事は業務執行及び資産状況の監査を行う。
- 4) 理事は会務を処理し業務の執行をはかる。

第6章 役員会

第18条 役員会は役員をもって構成し、随時必要とき会長が招集する。

第19条 役員会は次の事項を決定する。

- 1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- 2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- 3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事。

第7章 規約の変更

第20条 本規約は総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを変更することができない。
付則

1. 本規約で定める外については、(一社)北海道放射線技師会定款を準用することができる。
2. 本規約の外に旭川放射線技師会内規定を定める。
3. 本規約は2014年4月1日より実施する。

旭川放射線技師会内規定

第1章 目的

第1条 この規定は本規約の各章並びに各条の運営を円滑ならしめるために定める。

第2章 慶弔

第2条 この規定は規約第1章第4条第3項について、次の事項に該当するとき、慶弔見舞をする。

- 1) 会員が結婚したとき 祝電

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 2) 会員が死亡したとき | 香典壱万円、生花、弔電 |
| 3) 会員配偶者及び扶養している子が死亡したとき | 香典五千円、弔電 |
| 4) 会員の親及び同居している配偶者の親が死亡したとき | 弔電 |
| 5) 会員が疾病により一ヶ月以上の入院をしたとき | 見舞五千円 |
| 6) 会員が天災、火災等の不慮の事故に遭遇したとき | 別途定める |

第3条 この規定第2条を円滑ならしめるため、これらの事例の発生を知り得た会員は速やかに会長に連絡しその指示を受けること、会長は必要に応じて会員に通知伝達をすると共に適切な処理をする。

第3章 表彰

第4条 この規定は規約第1章第4条について功績顕著な者、社会的榮譽によって本会の名譽を得る業績のあった者、又は次の事項に該当するとき、表彰をする。

- 1) 会員で企画運営に特に功績顕著と認められた者。
- 2) 役員として永年企画運営に当りその功績を認められた者。
- 3) 学術研究発表あるいは社会事業に貢献しその成績優秀な者。
- 4) 文化活動あるいは地域社会において功績を挙げ本会員として名譽を得た者。
- 5) その他各種団体等において活動し本会の発展をきした、あるいは本会の名譽となる功績のあった者。

第5条 表彰の種類及び受賞者の選考は役員会で決定し、表彰は総会において行うものとする。

第6条 第4条の規定について表彰を受け、特に功績顕著な者は役員会で計り、更に上申手続きをする。

第4章 会費等

第7条 正会員は、会費として年間4千円を納入するものとする。

2. 名譽会員及び永年会員の会費は、これを免除する。
3. 永年会員は、会発展の為、5万円以上の寄附をしたものとする。
4. 永年会員は、本会のみ加入扱いを受けることができる。
5. 新入会員については、技師免許取得初年度もしくは卒後就業初年度に限り、初年度会費は無料とする。

第5章 旅費

第8条 本会の事業遂行のために必要な経費について次の事項に該当するとき、全額又は一部を本会が負担する。

- 1) 会長はじめ役員が渉外関係で出張するとき。
- 2) 役員が役員会に出席するとき。
- 3) その他会長が必要と認めた場所に出向するとき。

第6章 役員選挙

第9条 役員選挙は規約第5章第15条に基づき、この規定によって行う。

2. 役員選出のため、選挙管理委員会を設ける。
3. 選挙管理委員会は選挙管理委員3名をもって構成し、委員長は互選とする。
4. 委員の選出はあらかじめ役員会の承認を得るものとし、委員の任免は会長がこれを行う。
5. 委員の任期は次期委員の成立までとする。

第10条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

- 1) 選挙の告示。
- 2) 役員の立候補届及び推薦届の受理、資格審査及び候補者氏名の発表。
- 3) 投票及び開票の管理と当選の確認。
- 4) 選挙結果を総会に報告する。
- 5) その他選挙管理に必要な事項。

- 第 11 条 会長、副会長、監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は総会前までに選挙管理委員会に届出なければならない。但し、推薦の場合には本人の同意を必要とする。
2. 選挙は立候補届及び推薦候補届のあった者について、総会出席会員の無記名投票により行い、会長は単記、副会長及び監事については連記制とする。
 3. 当選は高点順とし、同得点の場合は決選投票を行う。さらに同得点の場合は抽選とする。
 4. 候補者が締切時を過ぎても役員定数を越えないときは、総会で承認を得、当選者を決定する。

第 7 章 資 産

- 第 12 条 旭川放射線技師会の会旗を資産とし、会長が管理する。
2. その他、寄贈品、購入物品については役員会で協議の上決定し、会長が管理する。

付 則

1. この規定の外、必要と思われるものは会則に従って協議の結果、会長がこれを実施する。
2. この規定は会則の効力が発揮した日から適用する。
3. 本規定は 2017 年 4 月 1 日より実施する。